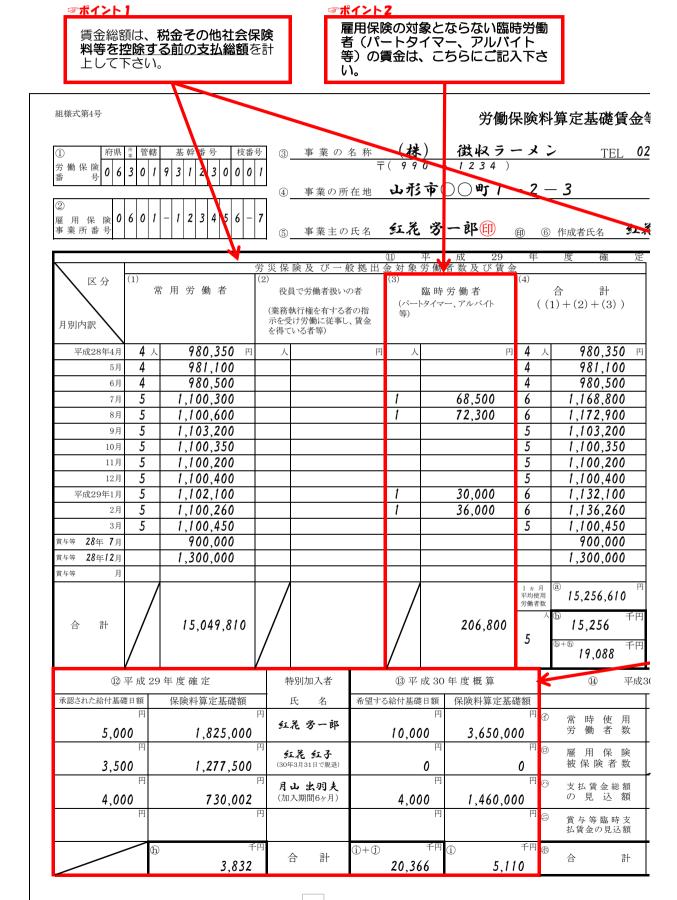
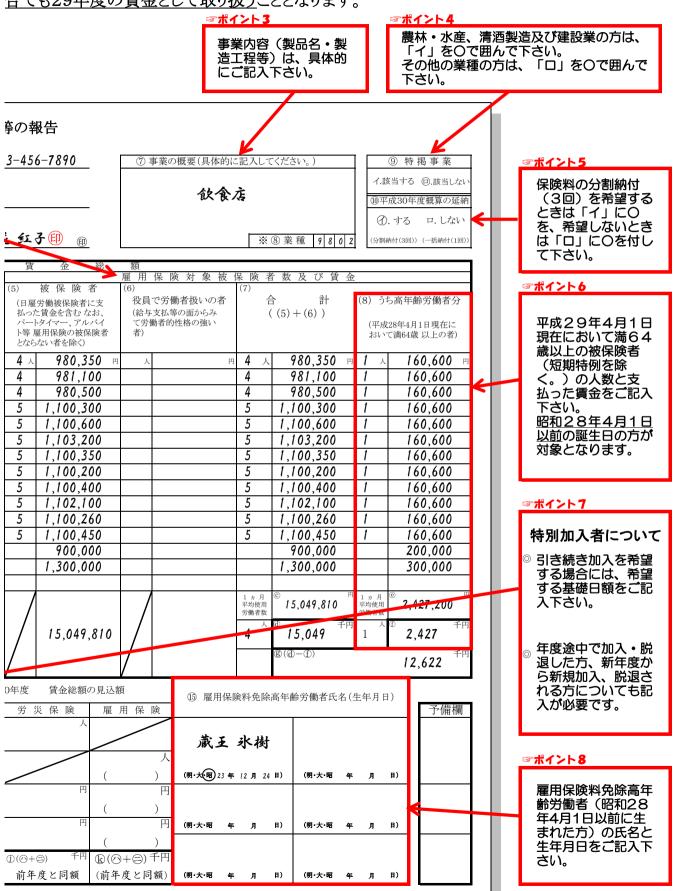
## ● 労働保険料算定基礎賃金等の報告の書き方

## ■ 労働保険の年度区分

労働保険の年度は4月1日から3月31日までとなりますが、どの年度に属するかは「1たがって、平成30年3月中に賃金締切日があるものは、4月1日以降に支払われる場



賃金の支払日」ではなく、「<u>賃金締切日」がどの年度に属するか</u>によって決まります。し 合でも29年度の賃金として取り扱うこととなります。



10